

2007年11月14日

淀川水系流域委員会 様  
国土交通省近畿地方整備局 様

宇治・世界遺産を守る会  
藪田秀雄

## 淀川水系河川整備計画原案について質問と意見

### 通し番号 722、受付番号 591 への再々質問

「第 63 回委員会 (H19. 9. 26) 審議資料 2-2『天ヶ瀬ダム再開発事業』の『事業の効果(琵琶湖治水)』において、昭和 36 年 6 月洪水のシュミレーションで、『琵琶湖最高水位: 現況 B. S. L. +0. 90m、整備後 B. S. L. +0. 71m』としている。これまでの提出資料では、同じ昭和 36 年 6 月洪水のシュミレーションで、『琵琶湖最高水位: 現況 B. S. L. +0. 98m、整備後 +0. 82m』である。この数値の差は何か」という質問に対して、「計算結果が異なっている理由は、整備計画策定にあたり、琵琶湖水位と貯留量の関係式の精度向上や瀬田川の改修進捗の反映(流出量の増大)等の変更をしたためです。」との回答です。関係式がどう変わったのか流出量の増大がどう変わったのか分るように説明してください。

### 通し番号 723 受付番号 592 への再質問

第 63 回委員会 (H19. 9. 26) 審議資 2-2 では「現況 浸水農地 1800ha、整備後 970ha」、第 3 回天ヶ瀬ダムワーク (2) (H16. 11. 28) 資料 3「琵琶湖沿岸の浸水被害について」(琵琶湖河川事務所) では、「現況 水田約 1550ha、畑約 40ha、整備後 水田約 870ha、畑約 30ha」。回答は「浸水面積については琵琶湖沿岸の浸水被害の実態を詳細に検討するために、平成 16 年に、航空測量により琵琶湖沿岸の地盤高を調査し、その結果を反映し浸水面積を算定しているため、それまでにお示しした算定浸水面積と差異が生じています」とあるが、第 3 回天ヶ瀬ダムワーク (2) (H16. 11. 28) 資料 3「琵琶湖沿岸の浸水被害について」(琵琶湖河川事務所) は、航空測量による地盤高の測量をした後の資料であり、この説明はおかしいのではないのでしょうか。

### 通し番号 726 受付番号 593 への再々質問

この説明では、昭和 36 年 6 月洪水の現況 浸水農地面積 1800ha と平成 7 年 8 月洪水の浸水面積約 750ha の差があまりにも大きいので、数値の信頼性がないと考えますがどうですか。

### 通し番号 729 受付番号 594 への再々質問

「最高水位の時点で、浸水被害の航空写真を撮影していないため、撮影時の琵琶湖水位を記載したものです。」とあるが、「浸水被害の状況（平成7年5月洪水）」と銘打つなら撮影時の水位と同時に、平成7年5月洪水の最高水位の日時と水位を書くべきではないか。「第20回委員会（H15.4.21）配布資料『天ヶ瀬ダム再開発の見直し案説明資料』近畿地方整備局」、「淀川水系河川整備計画意見交換会（H15.7.6）配布資料1『天ヶ瀬ダム再開発計画についての説明資料』近畿地方整備局」は、同じ写真を使用して、きちんと「浸水被害の状況（平成7年5月洪水）琵琶湖水位+0.93m（5地点平均）」と記しています。誤解をまねくような記述は改めるべきといっているのです。

### 通し番号 730、731 受付番号 595、1134 への再質問

「全閉操作を解消した時の放流は、洗堰設置前の自然状態を想定しています。つまり洗堰設置前の総流出量となるよう、堰のゲートを固定し人為的に操作せず、琵琶湖の水位の上昇に伴い流出量が大きくなるということです」とある。

これに対して「洗堰を全閉操作しない場合、瀬田川洗堰における琵琶湖水位と流出量の関係について資料を示して説明されたい」という質問に対して、「全閉操作を解消する場合の放流方法については、整備計画期間内に詳細の検討を行うとしています。93 m<sup>3</sup>/s は BSL-0.3m の時のものとなります。」である。「瀬田川洗堰からの放流量は 93 m<sup>3</sup>/s」と「堰のゲートを固定し人為的に操作せず、琵琶湖の水位の上昇に伴い流出量が大きくなる」と「93 m<sup>3</sup>/s は BSL-0.3m の時のもの」の相互の関係について説明してください。

B. S. L. -0.3m で 93 m<sup>3</sup>/s となれば、琵琶湖水位が上がれば流出量は増大するのですから、洗堰からの放流量は 93 m<sup>3</sup>/s からどんどん増大することになります。説明してください。

### 質問

11月4日の「塔の島地区河川整備に関する意見交換会」で、「1、宇治川河川計画について」の「宇治川での洪水安全確保」で「■宇治川での治水計画は、瀬田川洗堰を全閉し、琵琶湖からの『放流ゼロ』とすることが、前提となっている」とあるので「これまではそうであるが、原案で瀬田川洗堰の全閉操作を行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとされている。洪水時も 93 m<sup>3</sup>/s 流すのではないか」と質問したところ、河川管理者は「瀬田川洗堰の全閉操作をしないということはやらない。整備計画期間中に検討するという事です」と説明している。この説明は正しいのか。

原案 p 65 では「現在下流において被害の恐れが生じる場合には瀬田川洗堰の全閉操作を行うこととなっているが、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、3) の宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムを整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。」とある。「検討」は、「全閉操作規則の見直しを検討するとともに、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分に対する対応方法について検討を行い、必要な対策を講じる」ということではないか。

そもそも洪水時も全閉操作をせずに流下させる方針を決めながら、あとから流出増分に対する対応方法について検討するということが理解できない。わかるように説明されたい。

また原案と 11 月 4 日の説明について説明されたい。

#### 通し番号 707 受付番号 1127 への再質問

「150 年 1 度の降雨が発生した場合、天ヶ瀬ダムから下流の残留域からの流出量  $300 \text{ m}^3/\text{s}$ 」とあるが、 $300 \text{ m}^3/\text{s}$  は各支川の実態をみれば、まったく実感がない湧きません。残留域の各支川の流量はいくらなのですか。計算していないといわれると思いますが理解するためにも計算してみてください。

#### 通し番号 709 受付番号 581 への再々質問

回答に「宇治地点において 150 年に 1 度の洪水を安全に流下させるためには、 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$  を安全に流下させる河道が必要です。この河道を活用して琵琶湖の後期放流量を  $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$  としています。」とある。

原案は、「淀川本川及びその上流の各支川については戦後最大洪水・昭和 28 年台風 13 号洪水を対象とする。・・・琵琶湖については・・・洪水時後期に速やかに琵琶湖の水位を低下させて琵琶湖沿岸部の被害を軽減するため、後期放流対策を行う。」、p 61 の「①宇治川 山科川合流点上流において  $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$  の流下能力を確保するため、以下の対策を実施する。これにより宇治川において戦後最大洪水に対する安全な流下が可能になるとともに、洪水後期の琵琶湖の速やかな水位低下を図る。」としている。また「②瀬田川 琵琶湖後期放流に対応するため、大戸川合流点より下流において  $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$  の流下能力を確保する。」としている。 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$  は琵琶湖後期放流の対応が中心なのではないのですか。原案のどこに宇治地点において 150 年に 1 度の洪水を対象に河川整備を行うと書いてあるのでしょうか。

宇治地点において原案が河川整備目標としている戦後最大洪水・昭和 28 年台風 13 号洪水を安全に流下させるためには何  $\text{m}^3/\text{s}$  の河道が必要なののでしょうか。

**通し番号 712 受付番号 584 への再々質問**

「別紙 584 に示されている流量配分図で天ヶ瀬ダム下流で流入支川合計（天ヶ瀬ダム下流） $220 \text{ m}^3/\text{s}$  が記されているが河川名と流量はいくらなのか」に対する回答が「各支川毎に計算を行っているものではありません。」との回答です。それはそうでしょうが市民としては納得できません。質問しているのですから計算してください。

**通し番号 945 受付番号 860 への再質問**

「これらは大規模な出水時及び後期放流時の限られた期間での変化であり、年間を通じたる流況変化にはこれまでと大きな変化は生じないものと考えている」としている。これは高水位で長期間の琵琶湖後期放流の影響を軽く考えているのではないか。「河川洗掘や、向島ヨシ原等の冠水深及び流速の増加が想定され、その状況を調査、把握した上で必要に応じて対策を講ずることとします。」というのは無責任で当然事前予測すべき問題ではないのか。

**通し番号 946 受付番号 861 への再質問**

「他のダムのトンネル放流設備については、数例確認している」とある。どのダムなのか、名前を教えてください。

**通し番号 610 受付番号 241、通し番号 611 受付番号 863、通し番号 612 受付番号 1122、通し番号 949 受付番号 865 への再質問**

回答は「前提条件が違うものを同じもののような記載の仕方をしております。」である。そこで質問ですが、「基礎案に係る具体的な整備内容シート 平成 15 年 9 月 11 日版」の「塔の島付近 現況約  $1,100 \text{ m}^3/\text{s}$ 」について、「基礎案に係る具体的な整備内容シート 平成 18 年 3 月 22 日版」の「現況 約  $1,100 \text{ m}^3/\text{s}$ 」について、「第 59 回委員会（H19.8.5）審議資料 2「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について 国土交通省近畿地方整備局」の p17「4. 3. 3 上下流・本支川間のバランスにもとづく治水対策」の「塔の島地区の整備 現況流下能力概ね  $1,000 \text{ m}^3/\text{s}$ 」について、「淀川を考える会資料—2 淀川を考える会『淀川の未来を考えよう』平成 19 年 10 月 25 日 淀川河川事務所」の「現況流下能力は概ね  $1,000 \text{ m}^3/\text{s}$ 」について説明してください。

**通し番号 951 受付番号 868 の再質問**

「琵琶湖最高水位 B. S. L. +0.3m から戦後最大洪水（昭和 36 年 6 月洪水）シュミレーションの最高水位に対応する浸水面積、農地浸水（畑）面積、農地（水

田)面積、家屋浸水床下戸数の関係を一目瞭然だれが見ても理解できるような資料を出して説明されたい」に対する回答が「昭和38年6月洪水に対する被害想定については、第29回琵琶湖部会(平成16年11月8日)資料2-2等にお示ししております。」です。資料があるのならなぜ今回の質問に対して委員会へ提出されないのですか。また説明をするべきでしょう。

#### 通し番号 953 受付番号 870 および通し番号 1039 受付番号 1126 への再質問

「亀石付近の遊歩道は、緩勾配化する低水部を除いて、ほぼ撤去することとしており」である。よくわかるように平面図と断面図に撤去する部分を示してください。また遊歩道設置前の護岸を示してください。

「緩勾配化する低水部」は何が目的で残すのですか。この「緩勾配化する低水部」を撤去すれば、流下能力はいくら増えますか。

#### 通し番号 955 受付番号 722 への再質問

対策②締切堤の撤去は「塔の川の掘削は含まれていない」という回答です。対策②塔の川締切堤の撤去の場合、下流の越流堰はどのような前提条件ですか。

仮に越流堰を可動越流堰にして、開閉できるようにすれば、塔の川の流下能力はどうなりますか。

#### 通し番号 959 受付番号 876 への再質問

検討委員会の意見を聞くのがいけないといっているのではありません。むしろ検討委員会を今春に突如休止したことの方がおかしいのであって、必要があれば正式に検討委員会を開催すべきでしょう。塔の島地区河川整備検討委員会が意見をまとめた、あるいは意見書を出したかのように人を錯覚させるのはよくないと言っているのです。

#### 通し番号 960 受付番号 877 への再質問

「対策①～対策④は原案で記載している『河道整備』に含まれています」とある。第64回委員会審議資料1-4-1「塔の島地区の河川整備事業」では「3、河川整備事業案の検討」に書いてあっても「4、塔の島地区の河川整備計画(案)」に書いていないから指摘したのです。「塔の島地区河川整備に関する意見交換会 資料—4『塔の島地区河川整備について』平成19年11月4日 淀川河川事務所」では「整備計画(案)」に明記されました。

資料「塔の島地区河川整備に関する意見交換会 資料—4『塔の島地区河川整備について』平成19年11月4日 淀川河川事務所」を審議資料として委員会へすみやかに提出すべきではありませんか。

#### 通し番号 961 受付番号 878 への再質問

縦横の座標を入れてください。3 m掘削計画整備後河床高、本川平均河床高から1.1m掘削計画整備後河床高が分かるようにしてください。また0.4m掘削もふくめてO. P. 表示してください。

#### 通し番号 963 受付番号 880 への再質問

「橘島切り下げは、景観配慮のために実施する」とありますが、景観がよくなるとは思えない。「専門家の助言を頂きながら、検討中」とありますが、おかしい。私たち市民の意見と共に塔の島地区は宇治のシンボル景観でもあるのですから、宇治市都市景観審議会の意見を聞くべきでしょう。

#### 通し番号 964 受付番号 881 への再質問

「橘島の上面は自然石を敷き詰めるような整備を考えています。景観的にも橘島の下流端付近を切り下げるほうがよいという意見を頂いております。」とありますが誰の意見ですか。橘島の下流端付近を切り下げるほうが景観的によいとはいえない。樹木も本数を減少させるのではなく増やすべきと考えます。

私たち市民の意見と共に塔の島地区は宇治のシンボル景観でもあるのですから、宇治市都市景観審議会の意見を聞くべきでしょう。

#### 通し番号 965 受付番号 882 への再質問

「樹木の耐水性に関しては、・・・今後の検討としています。」は無責任でしょう。それこそ専門家の意見を先に聞くべきでしょう。

#### 通し番号 966 受付番号 882 への再質問

宇治川を必要以上にいじくり回さないでもらいたいのです。「ナカセコカワニナの生息条件を揃える」とありますが、島周辺の捨石は不要です。親水性のために捨石をすることも不要です。砂洲が復活したときに水際に降りればよいのであって、わざわざ捨石をして人工的に埋め立てて降りる必要はありません。

#### 通し番号 967 受付番号 884 への再質問

「塔の島、橘島の東側護岸は全て階段にするわけではありません。河岸に降りてゆく何カ所か設ける予定です。詳細な形状については専門家の助言をいただきながら検討してゆきます。」とあります。全て階段にするわけでないところが現段階の考えを平面図などに図示してもらいたい。専門家の助言を頂きながら検討してゆきますとあるが、私たち市民の意見と共に塔の島地区は宇治の

シンボル景観でもあるのですから、宇治市都市景観審議会の意見を聞くべきでしょう。

#### 宇治川塔の島地区 1,500 m<sup>3</sup>/s 改修、河床掘削計画の見直しを求めます

宇治川は宇治市にとって命なのであって、たとえ治水のためとはいえ河川環境の悪化はさけなくてはならない。宇治市都市景観形成基本計画では「世界遺産の平等院および宇治上神社とその間を流れる宇治川流域一体の景観をとくに宇治市民のシンボルとして位置づけます。このシンボル景観を背景も含めて保全し、後世に引き継いでゆくことを、市民ならびに事業者および公共機関の務めとします。」としています。策定中の宇治市景観計画では景観計画重点地域とされ、さらに宇治市は宇治橋上流を文化的景観として国に指定を申請する意向です。したがって宇治川の河川整備計画は、治水と河川環境の保全・再生が同時に達成できる河川整備計画が求められています。

一例として、宇治市民は、亀石が陸に上がる日干しになる、陸地化することは絶対容認できません。宇治川塔の島地区の 1,500 m<sup>3</sup>/s 改修・河床掘削計画の見直しを求めます。

以上